

## 「公益社団法人日本産婦人科医会 偶発事例報告事業」 への参加拒否（オプトアウト）について

すべての医療機関では、日々発生した「できごと」をすべて記録・報告しています。これは誰かの責任を追及するためではなく、医療機関全体の仕組みを改善し、二度と同じことが起きないようにするためです。日本産婦人科医会では、これらの「できごと」を互いに共有するために、2004年から「偶発事例報告事業」を行ってきました。さらに、2026年から、より迅速性を持たせるために報告システムをWeb化します。

「できごと」には、患者さんに影響が及ぶ前に発見したものや影響がなかったインシデント、医療の過程において何らかの影響（処置や治療）が生じたアクシデントが含まれます。本事業では、全国の産婦人科で発生したインシデント、アクシデント事例を収集・集計することを目的とし、日本産婦人科医会会員が所属するすべての医療機関に、過失の有無に関わらず発生した事象について透明性をもって報告してもらうことを求めています。報告された内容は、重大な結果に至らなかった経験も含め、チーム全体で情報を共有し、具体的な再発防止策をつくることに役立てています。その再発防止策を検討してその情報を共有することで他の施設での同じような事故の発生を防止し、産婦人科医療の安全性の向上につなげています。

報告にあたっては地域、医療機関名、個人情報削除した情報のみを取り扱います。個人の情報が明らかになることはありません。本事業について御理解いただき、日本産婦人科医会会員が所属する医療機関から本会に報告することについて、ご承諾をお願いいたします。

なお、本事業・解析の対象者に該当する可能性のある患者様・ご家族様の中で、情報を利用されることを希望されない場合は、下記の問い合わせ先にご連絡ください。また、本事業の報告は、各医療機関の会員医師からの任意でもありますので、本会に報告されていない場合もあります。本事業・解析に関しては、公益社団法人日本産婦人科医会の倫理委員会の承認（承認番号:202602\_2）を得て行われています。

- |            |  |
|------------|--|
| 1. 事業課題名   | 偶発事例報告事業   |
| 2. 対象となる事例 | インシデントレベル 3b（濃厚な処置や治療を要した事例）以上の事例<br>もしくはインシデントレベルが不明の事例   |
| 3. 対象となる期間 | 2026年から2037年3月31日  |
| 4. 事業責任者   | 公益社団法人日本産婦人科医会 会長 石渡 勇   |
| 5. 個人情報の保護 | 統計、解析結果は、一般の方、医療者に集計結果を公表いたします<br>が個人を特定できる情報は含まれません   |
| 6. 利益相反    | ありません  |
| 7. 問い合わせ先  | 公益社団法人日本産婦人科医会（Mail <a href="mailto:jimu@jaog.or.jp">jimu@jaog.or.jp</a> ）<br>〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町 14 市ヶ谷中央ビル 4 階<br>電話 03-3269-4739 FAX 03-3269-4730 |